

## 2026年総合生活改善 第2回中央戦術委員会 ＜確認事項＞

### 1. 要求まとめ（2026年2月26日時点）

要求提出：集計対象組合 1,003 組合中 622 組合（62.0%）

（昨年同時期【※】1,064 組合中 366 組合（34.4%））

個別賃金	206 組合（内、若手技能職 175 組合、中堅技能職 184 組合）	
平均賃金	総額	549 組合、平均要求額 16,973 円 （昨年同時期【※】365 組合、16,367 円）
	賃金改善	609 組合、平均要求額 12,821 円 （昨年同時期【※】365 組合、12,393 円）
企業内最低賃金	新規締結：78 組合、水準引き上げ：300 組合、対象者拡大：21 組合	
一時金	平均要求月数 4.72 ヶ月（昨年同時期【※】5.09 ヶ月）	

【※】 今次と同時期=昨年の統一要求日から 8 日後（2/20）

### 2. 交渉まとめ

- 1) 「月例賃金」は、物価上昇から組合員の生活を守る必要性、自社・産業の魅力向上、労働組合の社会的役割などを踏まえ、目指すべき賃金水準の実現や自社の賃金課題の解決に向けた「自らの要求」に基づく協議が進められている。これらの協議を通じて、労使の認識を丁寧にすり合わせるとともに、賃金引き上げの必要性を前面に打ち出した積極的な取り組みを継続する必要がある。
- 2) 「企業内最低賃金」は、非正規や未組織で働く仲間のため、魅力ある自動車産業の構築のため、これまで以上に取り組みを強化している組合が増加している。とりわけ、特定最低賃金の優位性を確保するため、申し出要件の成立に向けた新規締結、ならびに時給額にもこだわった締結額の引き上げを積極的に協議する必要がある。
- 3) 「年間休日増」は、2027 年までに 5 日増加の実現を目指し、具体的日数の要求や秋取りも含む通年協議が実施されているが、自動車産業は様々な業種と系列で構成され、サプライチェーン各所で休日数が異なる関係上、自社努力だけで大幅に休日数を増加させることに一定の難しさがある。その中、一部労連では、加盟単組全体で統一した休日増の要求を実施し、サプライチェーンを横断した取り組みが一部では前進している。今次においては、仮に直近での休日増が困難であったとしても、自社・産業の魅力向上や人手不足解消に資する取り組みであることを粘り強く経営側へ訴求し、取り組みを一步でも前進させるための課題検討など、建設的な労使協議を継続することが重要である。

### 3. 今後の進め方

- 1) 全ての組合は、自社・産業の魅力向上、組合員の安心・安定的な生活水準の確保などに向け、自らの要求に込めた想いや覚悟を示すとともに、その実現に徹底的にこだわった取り組みを力強く推進する。
- 2) 各労連は、労連全体の交渉環境作り及びそれぞれの組合の交渉状況を踏まえたサポートを計画的に遂行するとともに、交渉終盤に向け、加盟組合の最大限の回答引き出し・解決の早期化に繋がる具体的な戦術を策定・展開する。
- 3) 自動車総連本部は、全体の要求提出状況と併せて、交渉状況をタイムリーに分析・共有することで、全体の共闘効果を高めていく。また、マスコミ対応を通じ、自動車総連全体の要求・交渉状況について、戦略的・効果的に組織外に発信していく。

以 上